

令和7年度募集スタート！

緑区地域課題チャレンジ提案事業

地域の皆さんが、住んでいる街を
良くしたいという取組を支援します！

募集
コース

◆ はじめの一步コース

2人以上の会員で組織され、新たに活動を立ち上げた
団体が行う取組を支援します。

◆ チャレンジコース

5人以上の会員で組織された団体が行う取組を支援
します。

対象
事業

緑区の市民活動団体等が、区内の地域課題解決のために行う公益的な
活動とします。ただし、次に該当するものは対象外となります。

- ①営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ②政治・宗教・選挙活動
- ③事業実施を伴わない調査・研究事業
- ④地区住民・会員間の交流行事等の親睦的な活動
- ⑤市・区から助成を受ける又は受ける予定のある事業
- ⑥暴力団・暴力団員が代表者又は役員である団体の事業

緑区キャラクター
「ミドリリン」



申請
期間

令和7年1月31日（金）～令和7年2月28日（金）



申請・
問合せ

申請書類を窓口へ持参（祝日を除く月曜日から金曜日の8:45～17:00）
またはEメールで送付してください。

緑区役所地域振興課地域力推進担当（区役所4階41番窓口）
〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地
電話：045-930-2237 F A X：045-930-2242
メール：md-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp



緑区チャレンジ

◆申請書類は緑区役所ホームページからダウンロード可能です。
緑区地域振興課（区役所4階41番窓口）で配布します。
本事業は、横浜市会における令和7年度予算の議決をもって確定します。

検索

コース名	 はじめの一步コース	チャレンジコース 
補助期間	1年（他コースへの継続可）	最大3年
補助額	補助対象経費の3/4以内 かつ10万円を限度	補助対象経費の1/2以内 かつ10万円を限度 2年目は最大7万円 3年目は最大5万円
応募できる団体等	2人以上の会員で組織していること 新たに活動を立ち上げ、継続し、将来的に自立する意欲があること	・5人以上の会員で組織していること ・組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること
	・いずれのコースも緑区内で主たる活動を行う団体であることが要件です。 ・応募できる事業は、1団体につき1事業です。	
提出書類（申請時）	○様式 ・提案書（第1号様式） ・事業計画書（第2号様式） ・事業収支予算書（第3号様式）	○様式 ・提案書（第1号様式） ・事業計画書（第2号様式） ・事業収支予算書（第3号様式） ・団体概要書（第4号様式） ○その他 ・団体の定款、規約、会則等 ・役員名簿、会員名簿
	各様式は緑区ホームページからダウンロードできます。（表紙参照）	
実施団体の制限	同じコースの実施団体となることのできるのは、1回限りです。 （チャレンジコースで事業を継続して実施する場合を除く）	
スケジュール	令和7年 1月31日（金） 募集開始 2月 6日（木） 募集説明会・令和6年度採択団体交流会（※1） 2月28日（金） 募集締切 3月 上旬 審査方法の通知（※2） 3月19日（水） ヒアリング審査 3月下旬以降 チャレンジ事業決定 4月～ 事業実施 4月～ 補助金交付申請・交付決定・請求・支払（※3） 8月（予定） 中間報告 12月（予定） パネル展開催 令和8年 ～3月 事業終了及び報告書提出 ※1 時間：13：30～15：30、場所：市民活動支援センター「みどりーむ」 2月3日（月）までに表紙に記載の申請窓口へ、Eメールで団体名、氏名、電話番号、参加人数をお送りください。申請される団体が、必ず参加しなければならないものではありません。 ※2 チャレンジコースにおいて、令和6年度までに事業実施の対象となった提案については、事業内容及び効果等が明確である場合に限り、書面による審査とします。審査方法については、令和7年3月17日（月）までに文書にて通知します。 ※3 補助金の交付申請は、6月末日までに行ってください。	

活動の条件	【各コース共通】 - 活動状況について、適宜区に報告をしていただきます。 区の主催するイベント等で活動の内容や成果を発表していただくことができます。 - 広報の際には「緑区地域課題チャレンジ提案事業」と明記していただきます。 【はじめての一步コース】 - 新たに活動を立ち上げ（※）、継続し、将来的に自立する意欲があること。また、これまで地域課題チャレンジ提案事業に採択されたことがない団体とします。 ※原則、令和7年4月1日以降に開始する新たな活動とします。 【チャレンジコース】 - 地域の方が集まる場（イベント、お祭り、集会など）で、活動内容についてPRを行ってください（活動内容を記載したパネル展示など）。 - 他地区、他グループから要請があった場合、活動に関するアドバイスを行ってください。
助成の基準	【対象となる経費】 提案された事業に直接要する経費 1 事務用品、物品購入等の事務費 2 会場及び機材等の使用料、賃借料 3 はがき、切手代等の通信費、機材等の運搬費 4 会場設営等の委託料 5 活動広報用のチラシ、ポスター、報告書等の印刷費、広報広告費（新聞折込の費用、広告記事の掲載に係る費用、PRするために不特定多数に無料配布するもの等広報活動費） 6 講師、指導者、出演者などへの謝金（提案団体のメンバーを除く） 7 保険料 8 事業を行う上で必要な食糧費。ただし、その合計が補助対象経費の5%以内とする。また、酒類は対象外とする。 9 交通費（事業を行う上で必要な、交通費のみを対象とする） 10 備品費（事業を行う上で必要な単価30,000円以上のもの。補助金額の1/2以内を上限とする） 11 その他区長が必要と認めた経費 【対象とならない経費】 ・慰労会・懇親会費、娯楽費、交際費、慶弔費 ・使途不明な雑費、事務費、予備費等 ・単なる物品の購入 ・令和7年4月1日より前に支出した経費 ・団体維持のための経費（事務所の賃借料、光熱水費など） ◆緑区が補助した事業経費について、事業実施後に余剰金が発生した場合は緑区へ返還していただきます。

提案事業 の公表	・選考過程の「公正性」「透明性」を高めるため、提案された事業の概要及び提案団体名等は、ホームページ等により公表します。 ・提出された書類等については、原則として情報公開の対象となります。		
審査・選考	・審査・選考は、応募書類及びヒアリング（提案事業の説明）の結果を踏まえて、総合的に判断します。 ・<u>ヒアリング審査の対象であるにもかかわらず、ヒアリングに参加しない団体の事業提案は、審査の対象外となります。</u> ・次の基準により、審査を行う予定です。		
		項目	審査にあたってのポイント
	事業の 公益性	事業の優先度	提案団体が示す地域課題は、優先して解決すべきものであり、かつ区の施策では代替できないものであるか。
		ニーズ性	提案内容は、区民ニーズを捉えているか。または区民ニーズが見込めるものであるか。
		地域団体との連携	課題解決にあたって、地域での様々な団体との連携を進めているか、または他の団体との連携をとることが期待できるか。
		チャレンジの姿勢	事業の手法は、先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。
		財源の確保	事業収入は、緑区からの助成金だけではなく、提案団体の負担や企業の協賛金などの財源確保が見込まれているか。
	事業の 実現性	計画の実現性	計画どおりに実施が可能であるか（地域住民等の理解を得られているか。）
		団体の実施能力	提案団体は、当該事業を実施する上での、専門的な知識や経験、実施に必要な組織や人材を有しているか。
		団体の取組姿勢	提案団体は、当該事業を区と一緒に検討し、行政の多様な役割の活用など、当該事業を練り上げていく能力、意欲が認められるか。
	事業の 継続性・ 発展性	事業の成果	事業が目指す成果、具体的な効果を期待できるか。 （あるいは、具体的な成果をあげたか。※）
		継続性	当該助成金終了後の自立（事業継続）について、具体的なプランを示しているか。 （または、以前示した自立のプランが実現できているか。※）
		発展性	広く区民が参加可能な事業か。または地域的な活動であっても全区的に広がる可能性（波及効果）を持った事業か。

※はじめの一步コースに関しては非該当